(総則)

- 第1条 委託者(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」という。)は、標記の契約 書及びこの約款(以下これらを「契約書」という。)に基づき、別添の仕様書、図面及 び内訳書(以下これらを「仕様書等」という。)に従い、この契約を履行しなければな らない。
- 2 この契約書に定める催告、請求、通知、協議、申出、承諾及び解除は書面により行わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させては ならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止)

第3条 乙は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせて はならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報 の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。

(検査及び引渡し)

- 第6条 乙は、業務が完了したときは、すみやかに検査の請求をしなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して10日以内に、乙 の立会いを求め検査を完了しなければならない。
- 3 乙は、前項の検査に立会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 乙は、第2項の検査に合格したときをもって、当該業務の履行を完了したものとする。 この場合において、当該業務に成果品等がある場合は、検査に合格したときをもってそ の所有権は甲に移転する。

(契約代金の支払)

- 第7条 乙は、前条第2項の完了検査に合格したときは、契約代金の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約 代金を支払わなければならない。

(業務の変更、中止等)

- 第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に通知し、業務内容を変更し、又は業務の 全部若しくは一部の履行を一時中止させることができる。この場合において必要がある と認められるときは、委託期間又は契約金額を変更しなければならない。
- 2 前項の規定により、委託期間又は契約金額を変更するときは、甲乙協議して定める。 (乙の請求による委託期間の延長)
- 第9条 乙は、天候の不良等その責に帰することができない理由その他の正当な理由により委託期間内に業務を完了することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにし、委託期間の延長を申し出ることができる。この場合における延長日数は、

甲乙協議して定める。

(甲の請求による委託期間の短縮等)

- 第10条 甲は、特別の理由により委託期間を短縮する必要があるときは、乙に対して、 委託期間の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して定 める。
- 2 甲は、この契約書の規定により委託期間を延長すべき場合において特別な理由がある ときは、乙と協議のうえ、通常必要とされる委託期間の延長を行わないことができる。
- 3 前2項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して契約金額を変更するものとする。

(契約金額の変更に代える業務内容の変更)

第11条 甲は、第8条及び前条の規定により契約金額を増額すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額の全部又は一部に代えて、業務内容を変更することができる。この場合において、変更すべき業務内容は、甲乙協議して定める。

(履行遅滞の場合における違約金等)

- 第12条 乙の責に帰すべき理由により、委託期間内に業務を完了することができない場合において、委託期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙は、遅延 違約金を甲に支払わなければならない。
- 2 前項の遅延違約金の額は、契約金額につき遅延日数に応じ、契約締結日における政府 契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定 により財務大臣が決定する率(年当たりの率は、閏(じゅん)年の日を含む期間につい ても、365日当たりの率とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数がある とき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。 (一般的損害)
- 第13条 業務の履行に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項に規定する損害を除く。)は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。また、その損害が天災その他不可抗力により生じたものについては、甲乙協議して定める。

(第三者に及ぼした損害)

- 第14条 業務の履行に関し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙がその賠償の責を負う。 ただし、甲の故意又は過失による場合においては、この限りでない。
- 2 前項本文の場合において、その損害が乙の故意若しくは過失によると認めがたい理由 又は天災その他不可抗力によるときは、その負担につき、甲乙協議して定める。 (甲の催告による解除権)
- 第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行 の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただ し、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照 らして軽微であるときは、この限りでない。
  - (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
  - (2) 指定期日内に業務を終了しないとき又は指定期日後相当の期間内に業務を終了する 見込みがないと甲が認めるとき。

- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、この契約に違反したとき。 (甲の催告によらない解除権)
- 第15条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する 意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達する ことができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても 契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかである とき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為 の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が経営に実質的に 関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したと き。
- (8) 第17条第1項の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 乙が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に 該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法第7条の2(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、乙(乙が法人の場合については、その役員又はその使用人)の 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が 確定したとき。
- (12) この契約に関して、乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が談合の事実があったと認めたとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第15条の3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
  - (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等(協議解除)
- 第16条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

- 第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、契約を解除することができる。
  - (1) 第8条の規定により業務内容を変更したため、当初の契約金額が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 第8条の規定により業務内容の履行の中止期間が当初の委託期間の10分の5 (委託期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。
  - (3) 甲が契約に違反したために業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 前条第2項の規定は、第1項の規定により契約が解除される場合に準用する。 (契約解除に伴う措置)
- 第18条 契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は、 当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。
- 2 乙は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、契約が解除された場合において、履行場所等に乙が所有する工具その他の物件 が有るときは、遅滞なく当該物件を撤去し、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さな ければならない。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又 は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履 行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原 状回復について異議を申し出ることができず、また、甲がこれに要した費用を負担しな ければならない。

5 第2項及び第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第15条及び第15条の2の規定によるときは甲が定め、第16条又は前条の規定によるときは、甲乙協議して定める。

(賠償の予定)

- 第19条 乙は、第15条の2第10号から第12号までのいずれかに該当するときは、 甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する 額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第15条の2 第11号のうち、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合に おいては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第20条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(管轄裁判所)

第21条 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判 所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第22条 この契約書若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

(消費税等の額の取扱い)

第23条 この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって 消費税等の額に変動が生じる場合は、甲乙協議の上、契約金額の変更を行うものとする。